

爭議團側ニ於テ新ニ選定シタル交渉委員  
神田七郎外十四名ハ本月十一日手當問題其他ニ  
付キ尤ノ要求書ヲ會社側ニ提出認容ヲ迫レリ

要求事項

- 一 解雇手當 一人百圓
- 一 勤續手當 日給五十日分
- 一 退職手當支給ニ付テ規定シ制定スルコト
- 一 爭議中ノ日給ヲ支給スルコト
- 但シ出勤停止中ノ者モ同ノコト
- 一 今回ノ問題ニ付テ然然者ヲ出サヌコト
- 一 新ラニ枚エテ募集スル場合ハ今回ノ解雇者ニ對シ復未  
権ヲ與フルコト

右ニ對シ會社ハ第一第一ノ手當額ハ會社ノ公表  
シタルモノト大差アリ容認スル能ハス他ノ各項ニ付ハ  
考慮スヘシトノ回答ヲ與ヘ翌十二日モ同様ノ交渉ア  
リタルカ昨十三日午後一時ノ會見ニ於テ會社側ハ「諸君  
ノ提出セル要求ヲ撤回シ會社カ先ニ發表シタル手當ノ  
外ニ余一封トシテヤ二百円ヲ提供スルニ付キ之ニテ解決シテ  
ハ如何レト述ヘタルニ代表者等ハ一般職エト協議ノ上回答  
スヘシトテ會見ヲ終レリ

一 一般職エノ勤靜

全職エハ依然罷業状態ヲ續ケ毎日午前七時ニ出勤  
午後四時退場シ前記十百十百ノ代表者會見ニ際シ  
約四百名ハ事務所前広場ニ集合組合歌ヲ高唱シ多